

田辺市地域経済循環創造事業
(ローカル 10,000 プロジェクト)

募集要領

令和 8 年 8 月

田辺市企画部企画広報課

目 次

1. 概要	2
2. 国へ申請する事業の選定	2
3. 選定の対象となる事業	3
4. 応募資格	4
5. 補助対象経費	5
6. 補助金額	6
7. 事業スケジュール	7
8. 提案事業の選定方法について	8
9. 審査基準	10
10. 募集期間等	11
11. 提出書類	12
12. プレゼンテーション資料の作成基準	14
13. 留意事項	15
14. 提案書の提出及び問合せ先	16

1. 概要

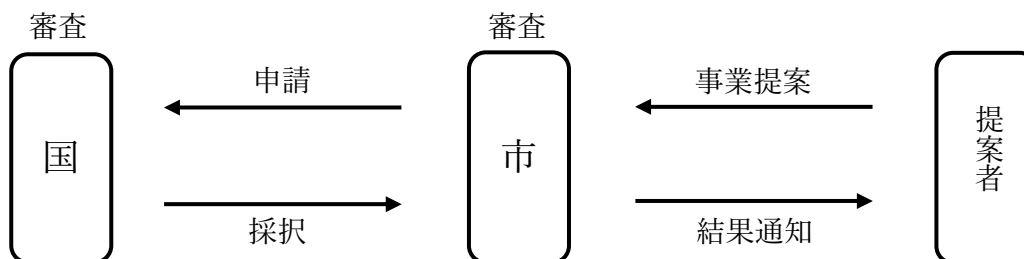
ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、地方公共団体、地域の金融機関等との連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者等の初期投資費用を支援する総務省の制度である。

本市では、地域が抱える公共的な課題の解決につながり、地域活性化及び地域経済の好循環の創出に寄与する事業について、事業化段階で必要となる初期投資費用を国の地域経済循環創造事業交付金を活用して補助するため、地域金融機関等から融資を受けて実施する事業を募集する。

2. 国へ申請する事業の選定

田辺市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)により、令和9年度に市から総務省へ交付金の交付申請を目指す事業(以下「申請事業」という。)を選定する。

選定された申請事業については、総務省からの採択を目指し、市の担当課による伴走支援を実施する。また、申請事業のうち総務省に採択された事業について、市から補助金の交付を行う。



3. 選定の対象となる事業

提案事業の選定対象は、民間事業者等が初期投資を行うもので、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方公共団体、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源及び資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 本市が担うべき公共的課題の解決に資する事業であること。
- (3) 提案事業者にとって、かつ本市にとって新規性を有する事業であること。
- (4) 同様の課題を抱える地方公共団体にとって、モデル性の高い事業であること。
- (5) 補助対象経費に対し、地域金融機関等から受ける無担保融資の額が本市の交付する補助金額と同額以上であること。なお、補助事業により取得する財産に担保を設定する場合は、この限りでない。また、民間事業者等の経営者による個人保証（経営者保証）を伴わない融資であること。
- (6) 事業実施期間は、単年度を原則とし、令和9年5月下旬頃（補助金の交付決定日以降）に着手し、令和10年2月29日（火）までに完了すること。また、交付決定日前に実施された事業は補助対象外とする。

※2か年にわたる事業実施を検討する場合は、事前に市へ相談すること。

4. 応募資格

地方公共団体、地域の金融機関等との連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者等であり、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 本市内に店舗・工場・事務所等を有し、又は設置しようとする民間事業者等であり、今後も継続して本市内で事業を行う意思を有すること。
- (2) 本店所在地に係る市区町村税、都道府県税、国税について未納がないこと。
- (3) 役員が田辺市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月 1 日条例第 15 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする民間事業者等でないこと。
- (5) 補助対象経費に対して、本補助金と重複して国、地方公共団体又はその他機関が交付する補助金、交付金、助成金等の交付を受けていない、又は受ける見込みがないこと。

5. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、国の地域経済循環創造事業交付金交付要綱（ローカル 10,000 プロジェクト）第5条に規定する以下の経費とする。

※総務省地域経済循環創造事業交付金交付要綱（H25.2.27 制定）

https://www.soumu.go.jp/main_content/001066220.pdf

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費(事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)。
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費。
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助対象者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、補助対象者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

※消耗品、振込手数料、各種申請手数料、収入印紙、各種保険料その他補助対象経費として適当でないと認められるものは、対象外とする。

6. 補助金額

補助金の額は、交付対象経費（経費の区分ごとに1,000円未満の額を切り捨てた額とする。）の合計額から融資額、その他これに類する収入を控除した額を対象として、市が補助対象事業者に補助する経費に対し、1事業当たり以下の各号に定める方法により算出した額を上限とし、予算の範囲内で交付する。

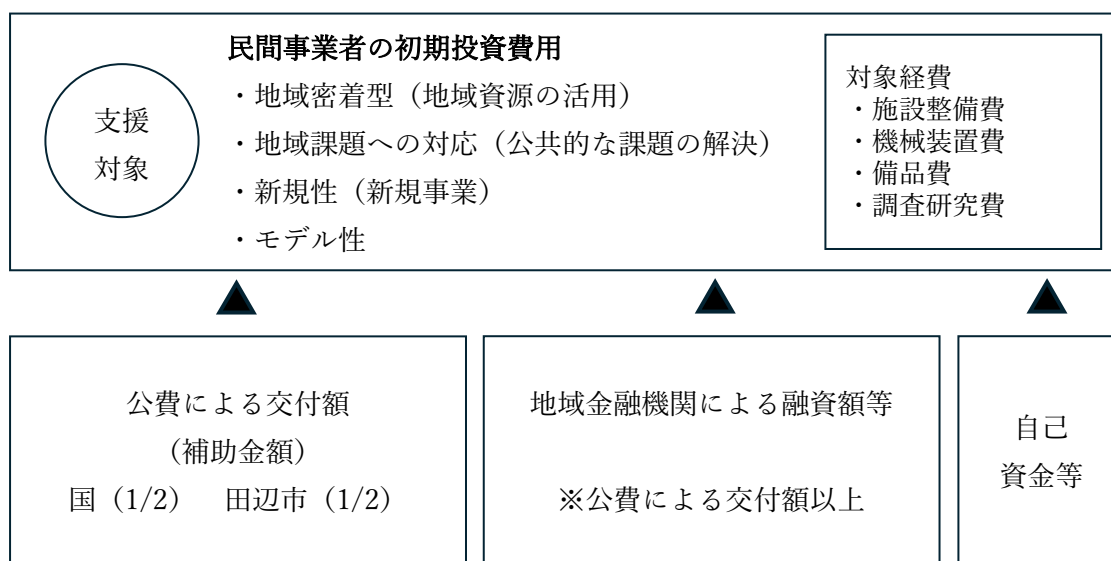
なお、算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

ア 融資額が補助金額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円

イ 融資額が補助金額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円

ウ 融資額が補助金額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円

エ 融資額が補助金額の4倍以上の額の場合 5,500万円



7. 事業スケジュール

事業スケジュールについては、以下のとおりとする。

No.	内容	日程（予定）
1	提案事業の募集開始	令和8年8月3日（月）
2	書類の提出期限	令和8年9月15日（火）まで
3	市審査会（プレゼンテーション）	令和8年10月中旬から10月下旬
4	審査結果通知	令和8年11月上旬
▼市の審査会において選定された申請事業		
5	国への事前相談（伴走支援）	令和8年11月上旬から
6	市から国へ実施計画書の提出	令和9年2月下旬
7	国の審査期間	令和9年3月から4月頃
8	国からの採択結果	令和9年5月頃
9	交付決定通知	令和9年5月頃
10	実績報告	令和10年2月29日（火）まで
11	補助金の支払	令和10年3月31日（金）まで

※国への事前相談（No.5）及び国の審査（No.7）に係る日程については、国の事務処理の進捗状況等により、日程が前後する可能性がある。この場合、市は申請事業を実施する事業者と個別に協議の上、必要な手続きや今後の進め方について適宜調整を行うものとする。

※国の予算措置の状況によっては、当年度内に申請手続きが行えず、次年度の申請となる可能性がある。その際には、次年度の申請時期や準備スケジュール等について、申請事業を実施する事業者と協議の上で決定する。

8. 提案事業の選定方法について

提案事業の選定方法については、以下のとおりとする。

(1) 審査会の設置

国への申請事業を選定するため、「田辺市地域経済循環創造事業審査会」を設置する。

(2) 審査会の開催

審査会は提案事業の応募があった場合に開催し、非公開とする。

審査会の日程等詳細については、開催日の2週間前までに、「田辺市地域経済循環創造事業実施計画書【別記様式第2号】」に記載された担当連絡先宛てに電子メールで通知する。

(3) 審査方法

提出書類及びプレゼンテーション内容を基に総合的に審査する。

(4) 審査基準

「9.審査基準」に基づき、審査を行う。

(5) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

ウ 提出期限を経過してから提出書類が提出された場合

エ 書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

オ 選定の公平性を害する行為があった場合

カ 事業の採否の判断に関して不当な働きかけを行った場合

キ その他不正な行為があった場合

(6) プレゼンテーションにおける留意事項

ア 出席者は3名以内とし、本事業の提案者（責任者）は必ず出席すること。

イ 実施時間は、1事業者につき30分以内（質疑応答を含む）とする。

ウ プレゼンテーションは「12. プレゼンテーション資料の作成基準」に基づく資料を用いて行うこと。当日の追加資料の提出・提示は認めない。

(7) 審査結果の通知

審査結果は令和8年11月上旬頃、提案者あてに文書により通知する。

(8) 選定件数

原則、2件以内とする。

※提案件数が2件を超える場合は、審査会における評価点の上位2事業を選定する。ただし、予算の範囲内で増減する場合があるほか、審査基準を満たさない事

業については、募集件数以内であっても選定しない場合がある。

(9) その他

審査にあたり必要な場合は、個別に提出書類の確認を行う。

提案事業として選定された場合でも、国の審査で不採択となった場合は補助金を交付しない。

9. 審査基準

審査に当たっては、以下の項目について総合的に評価する。

No.	項目	評価の視点	配点
1	法人（個人事業主）としての適格性	事業化までの検討経緯を踏まえ、公益的な事業を実施する法人としてふさわしいか。	10
2	地域資源の活用	本市の地域資源を有効に活用しているか。	10
3	地域課題への対応	事業の目的や内容が本市の各種計画等に示された地域課題の解決につながっているか。	10
4	地域経済の循環	資材等の調達先について市内事業者を選定しているか。また、市内事業者を選定していない場合、その理由は合理的であるか。事業実施により地域経済（本市内）への波及効果を創出する仕組みとなっているか。	10
5	モデル性	市内において先駆的な取組であり、将来的に他の事業者や同様の課題を抱える地域にとって模範となり得る取組であるか。	10
6	地域の女性・若者の活躍	女性や若者が地域で活躍できる新たな機会を創出しているか。	10
7	雇用創出	地域における新規雇用の計画が具体的であるか。また、地域人材のスキルアップや定着に向けた育成策が検討されているか。	10
8	事業の実現性・自立性	収支計画や事業戦略が妥当であり、事業の実現可能性が高いか。また、自立的に事業を継続できるビジネスモデルが構築されているか。	10
9	リスクに対する対応策	想定されるリスクを適切に把握し、具体的な改善策や対応方法が備えられているか。	10
10	助言・フォロー体制の構築	事業化段階および事業化後において、事業継続を支える助言・フォロー体制が適切に確保されているか。	10
合 計			100

10. 募集期間等

提案事業の募集期間等については、以下のとおりとする。

(1) 募集期間

令和8年8月3日（月）から令和8年9月15日（火）15時まで（必着）とする。

(2) 提出方法

電子データ及び紙原本を「14. 提案書の提出及び問合せ先」に提出すること。

ア 電子データ

電子メールにて提出すること。送付後は未受領防止のため、提出した旨を電話で連絡すること。

データ形式は PDF とし、ZIP ファイルに取りまとめ、ファイル名を「(提出月日) _ (事業者名) _提案書類一式」とする。

イ 紙原本

正本1部、副本6部の計7部を、直接持参又は郵送（締切日必着）により提出すること。

※直接持参の受付時間は平日8時30分～17時00分とし、提出期間の最終日（令和8年9月15日（火））は8時30分～15時00分とする。

※郵送は、特定記録・簡易書留等の配達記録が残る方法とする。郵便事故等による未着については対応しない。

11. 提出書類

提案事業の応募にあたり、提出いただく書類については、以下のとおりとする。

- (1) 田辺市地域経済循環創造事業補助金に係る提案書【別記様式第1号】
- (2) 田辺市地域経済循環創造事業実施計画書【別記様式第2号】
- (3) 誓約書【別記様式第3号】
- (4) 補助対象経費の根拠となる見積書一式
 - ・費用の妥当性を確認するため見積書を徴取すること。なお、単価 50 万円（税抜き）以上の契約については、原則として2者以上から見積書を徴取し比較できる状態とすること。ただし、専門性等の理由により複数の見積書の徴取が困難な場合には、1者のみで見積書でも差し支えないが、その選定理由を必ず書面で示すこと。なお、市場価格とかけ離れた購入や契約については、理由が不十分な場合、補助対象経費として認めない場合がある。
- (5) 事業概要ポンチ絵【参考様式1】
 - ・「総務省ホームページ ローカル 10,000 プロジェクト活用事例集」を参考に記載すること。
- (6) 工程表【参考様式2】
- (7) 役員名簿【任意様式】（個人事業主は不要）
 - ・代表者及び役員の氏名、フリガナ及び生年月日（元号表記）を記載すること。
なお、本情報は、田辺市が所管する事務事業において暴力団を排除するため、必要に応じて和歌山県警察本部へ照会する際に使用することがある。
 - ・役員とは、株式会社及び有限会社にあつては取締役、合名会社にあつては社員、合資会社にあつては無限責任社員、公益法人、協同組合及び協業組合にあつては理事をいう。なお、監査役、監事及び事務局長は役員に含まない。
- (8) 履歴事項全部証明書（個人事業主は開業届の写し）
 - ・提案日以前3か月以内に発行されたものに限る。
- (9) 会社概要が分かる資料（個人事業主は不要）
- (10) 定款、規約等（個人事業主は不要）
- (11) 直近3か年分の財務諸表
 - ・法人は、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を提出すること。
 - ・個人事業主は、直近3か年分の確定申告書の写し並びに青色申告決算書又は収支内訳書の写しを提出すること。
 - ・設立後又は開業後の期間が3年に満たない場合は、提出可能な範囲のものとする。
- (12) 市区町村税、都道府県税、国税の滞納がないことを証明する書類一式
 - ・提案日以前3か月以内に発行されたものに限る。

- ・各種証明書については、以下の書類を提出すること。

市区町村税：直近３年間分の納税証明書（法人・個人事業主）

都道府県税：都道府県税納税証明書

国税：納税証明書（個人事業主：その３の２、法人：その３の３）

「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納がないことの証明

(13) プレゼンテーション資料【任意様式】

※必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

※提出後は、電話又は電子メール等により内容確認を行う場合がある。

12. プレゼンテーション資料の作成基準

プレゼンテーション資料については、以下に沿って作成すること。

(1) 構成

資料は以下項目の記載を必須とする。

ア 表紙

- ・事業の名称
- ・提出年月日
- ・事業者名、担当者氏名

イ 目次

ウ 事業者（実施主体）概要

エ 事業計画の概要

オ 事業計画の詳細

- ・「9.審査基準」に掲げる各項目については、具体的な内容を記載すること。
- ・事業実施にあたり、遵守すべき法令や取得が必要な許可等がある場合は、「法令、許可等の名称」及び「許可等の取得スケジュール」を記載すること。

カ 工程表

キ 経費見積書及び積算内訳書

- ・見積金額の内訳が分かる積算内訳を作成し、項目、数量、単位、金額を明らかにすること。

(2) 形式等

- ア 資料は A4、横書き、15 ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、ページ番号を付すること。

(3) その他

- ア 図、表、写真等を適宜使用し、見やすく明確な内容とすること。
- イ 専門知識を有しない者にも理解できる表記を心掛けること。
- ウ 資料で使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語と日本国通貨とすること。
- エ 事業の実現可能性を、十分考慮した内容とすること。

13. 留意事項

提案事業の応募に当たっては、「田辺市地域経済循環創造事業補助金交付要綱」及び国（総務省）の「地域経済循環創造事業交付金交付要綱」の内容を必ず確認すること。

また、下記事項について留意すること。

- (1) 各提案にかかる費用は、全て提案者が負担すること。
- (2) 提出物は返却しない。ただし、提出書類は、本補助金に係る手続以外の目的には使用しない。
- (3) 提出書類に虚偽があった場合や選定の公平性を害する行為があった場合、また必要な手続きを行わなかった場合には、交付決定後であっても交付決定を取り消すことがある。
- (4) 審査結果に関する問合せには応じない。
- (5) 交付決定は予算の範囲内で行う。
- (6) 補助事業者は、交付決定内容・要綱・関係法令等を遵守し、適正な事務及び経理処理を行うとともに、国または本市が行う検査等に協力しなければならない。
- (7) 事業内容等を変更する際は、事前に相談のうえ「田辺市地域経済循環創造事業補助金変更申請書（別記様式第9号）」及び関係書類を提出し、承認を得た後に変更後の事業を実施すること。
- (8) 事業期間内に事業が完了しなかった場合は、補助金は交付しない。
- (9) 補助対象経費は、事業実施期間内に納品・実施等が書面にて確認できる経費に限る。（経費の支払いを期間内に完了し、領収書等で日本円での金額及び日付等が確認できること。）
- (10) 補助金の支払いは、市が事業の実績および支払内容等を証拠書類により確認できた後に行う。
- (11) 補助対象外経費の計上、不適正な経理処理、虚偽申請その他不正が認められた場合には、補助金の全部または一部の返還を求めることがある。
- (12) 本補助事業により取得した財産は、事業完了後も管理者が適切に管理（管理簿の作成、ラベル貼付による紛失防止等）し、本補助事業の目的に沿って効率的に運用すること。また、総務省所管補助金等交付規則（平成12年12月27日号外総理府、郵政省、自治省令第6号）第8条に定める処分制限期間が経過するまでは、本市の承認なく取得財産を処分することはできない。本市の承認を得て処分したことにより収入が生じた場合、その全部又は一部の納付を求めることがある。
- (13) 補助対象事業に関する関係書類および帳簿類は、事業完了年度の翌年度から起算

して5年間保存すること。

- (14) 補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間、毎会計年度終了後20日以内に「田辺市地域経済循環創造事業補助金事業化収益状況報告書（別記様式第15号）」を本市に提出すること。なお、本市が総務省要綱第22条（収益納付等）に基づき納付命令を受けた場合、当該交付金に基づき補助金を交付した補助対象者に対し、補助金の全部又は一部の納付を命じることがある。
- (15) 交付決定日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果検証を目的として行う調査に、地域金融機関等の協力のもと回答すること。
- (16) 本補助金は国庫交付金を財源として実施するものであるため、国の検査等の結果により、本市が国に交付金返還を求められた場合には、その相当額を補助事業者に返還させることがある。

14. 提案書の提出及び問合せ先

住 所 : 〒646-8545

田辺市東山一丁目5番1号

田辺市役所 企画部 企画広報課 （本庁舎5階）

電話番号 : 0739-26-9963

メールアドレス : kikaku@city.tanabe.lg.jp